

スポーツ指導における暴力等不適切行為について

2018.11.10

弁護士 合田 雄治郎

【経歴】 合田雄治郎 (ゴウダユウジロウ)

www.gohda-law.com

- **学 歴**：東京大学法学部卒業
- **職 業**：弁護士（スポーツに関わる法分野を得意とする弁護士）
- **クライミング**：1994年～2006年 フリークライマーとして国内外の岩場で登攀
国内ツアー戦のジャパンツアーにも参戦
- **スポーツ関連団体活動**
 - ・公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会 常務理事（2017.5～）
 - ・公益財団法人日本スポーツ協会 倫理委員会委員
 - ・公益財団法人日本スポーツ仲裁機構 スポーツ仲裁人・調停人等候補者
 - ・**公益財団法人日本バスケットボール協会 裁定委員**
- **弁護士会・教員研究活動**
 - ・第一東京弁護士会 総合法律研究所 スポーツ法研究部会 部会長
 - ・中央大学法学部 兼任講師（2014年度～）
 - ・専修大学商学部 非常勤講師（「スポーツと法律」2017年度～）
- **著書**
 - ・『スポーツ権と不祥事処分をめぐる法実務』（共著）清文社 2013年7月
 - ・『スポーツ法務の最前線 ビジネスと法の統合』（共著）民事法研究会 2015年6月
 - ・『標準テキスト スポーツ法学』（共著）エイデル研究所 2016年6月
 - ・『スポーツの法律相談』（編集・共著）青林書院 2017年3月
 - ・『スポーツ事故対策マニュアル』（編集・共著）体育施設出版2017年7月

設問 1

Aは町のクラブチームの監督で、厳しい指導者として有名でしたが、指導の腕も確かで、チームのメンバーを何人も全国大会に導き、その中で優勝争いをするメンバーもいます。

チームのメンバーである中学生Bが、練習中に、あまりにだらだらと動いていて、他のメンバーに悪影響を与えることから、何度も注意をしました。

それにもかかわらず、Bの態度が改まらないため、今後のBの人間力としての成長も考え、やむなく心を鬼にしてBの頬をビンタしました。

さて、Aの行為は許されるでしょうか。

設問 2

前問と同じクラブチームが屋外で練習していました。チームのメンバーである高校生Cが待機中に監督Aの目を盗んでタバコを吸っていました。

高校生の喫煙は違法であること、火災の危険があることから、AがCに対し注意したところ、反省するどころか、他の一生懸命練習しているメンバーを馬鹿にするような発言をしました。

AとしてはCを手塩に掛けて育ててきたとの自負があっただけに、Cの酷い言い草にショックを受け、Aは側に落ちていた小石（直径2センチ）をCに投げつけました。Aは元々当てるつもりはありませんでした。結局、小石はCの顔の横を通過したものの、Cに当たりませんでした。

さて、Aの行為は許されるのでしょうか。

設問3

前問までと同じクラブチームで、メンバーである中学生Dは札付きの問題児で、態度が悪く、監督Aが何度注意しても態度が改まりませんでした。

ある日、練習中に例によってDの態度が悪いため、Aはいつもよりも長い時間諭しました。ところが、癪に障ったのか、突然、DはAの顔に対し殴り掛かってきました。そこで、武道の心得があるAは、避けきれないと判断し、やむなくDの腕を払い落としました。その結果、Dは腕を骨折しました。

さて、Aの行為は許されるでしょうか。

刑事責任

- 暴行罪 刑法208条

「暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。」cf. 勾留、過料

- 傷害罪 刑法204条

「人の身体を傷害した者は、十五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。」

- 傷害致死罪 刑法206条

「身体を傷害し、よって人を死亡させた者は、三年以上の有期懲役に処する。」

民事責任

- 損害賠償責任を負う可能性あり

指導者の暴力や不適切な指導により、被指導者が死亡あるいは重度の後遺障害が残った場合、損害賠償額は最高で幾らくらいとなるでしょうか。

- ① 0円～500万円
- ② ～1000万円
- ③ ～5000万円
- ④ ～1億円
- ⑤ ～3億円
- ⑥ 3億円以上

その他の責任

- 教員であれば、懲戒処分を受ける可能性
- 指導者資格があれば、資格に関する処分を受ける可能性

暴力を振るう指導者の類型

- 確信犯タイプ
暴力を悪いことだと思わず、むしろ
有益で必要であると思っているタイプ
- 指導方法不明タイプ
- 感情爆発タイプ
- 暴力嗜好タイプ

設問 4

Aは町のクラブチームの監督で、厳しい指導者として有名でしたが、指導の腕も確かで、チームのメンバーを何人も全国大会に導き、その中で優勝争いをするメンバーもいます。

Aは、チームのメンバーである高校生Eを小学生の時から厳しく指導しており、時にはお尻を叩くなどしていました。

お尻を叩くことも含めて厳しい指導をしてもらうことは、Eの両親が強く望んでいました。E自身もお尻を叩かれることも含めてAに非常に感謝しており、現にAに対しそのように何度も言っています。

さて、Aの行為は許されるのでしょうか。

体罰

- 設問 1、2 は体罰に該当するでしょうか。

体罰

- 法的には、体罰とは、**懲戒権を有する者の行為**を指します。学校の教員等は懲戒権を有しています。
- 学校教育法11条「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」
- 懲戒：不適切な言動をした子供を戒めること
→ スポーツで結果を出せないこと ≠ 懲戒の対象
- 一般のスポーツ指導者には懲戒権がないため、学校の教員に許される行為も許されないことがあります。

体罰

「教員等が児童生徒に対して行った懲戒の行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とする懲戒(殴る、蹴る等)、被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒(正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等)に当たると判断された場合は、体罰に該当する。」

「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について(通知)」

平成19年2月5日初等中等教育局長通知(18文科第1019号)

禁じられる体罰

- 身体に対する侵害を内容とするもの
 - ・ 殴る ・ 蹴る ・ 突き飛ばす ・ 投げ飛ばす
 - ・ 物を投げつけて当てる ・ 頬をつねる ・ 髪の毛を切る
- 肉体的苦痛を与えるもの
 - ・ 正座・直立等、特定の姿勢を長時間にわたり保持させる
 - ・ 長時間とどめ置き、食事やトイレの許可を与えない
 - ・ 炎天下、水を飲ませずに長時間走らせる

禁じられる体罰等

➤ 不適切な言動～暴言

- 「最低な奴だ」「人間のクズだ」 ← 人格を否定
- 「お前みたいな奴はだめだ」 ← 自尊感情を傷つける
- 「きもい」「チビ」「デブ」 ← 身体的特徴をけなす
- 「殴るぞ」「しばくぞ」 ← 恐怖感を与える

禁じられる体罰等

- ▶ 不適切な言動～行為
 - ・ 過度な叱責をみんなの前で行う
 - ← 自尊感情を傷つける
 - ・ 周囲のものに当たって威嚇する
 - ← 恐怖心を与える
 - ・ 過度な練習を強制する・実現不可能な課題を強制する
 - ← 精神的に過度な負担を与える

設問 5

Aは町のクラブチームの監督で、厳しい指導者として有名でしたが、指導の腕も確かで、チームのメンバーを何人も全国大会に導き、その中で優勝争いをするメンバーもありました。

あるとき、チームのメンバーである中学生Fが、練習に身が入らず、だらだらと練習しているので、約20分正座をさせました。その間、Fがトイレに行きたいといっただので、トイレには行かせました。

さて、Aの行為は許されるでしょうか。

暴力等がスポーツ指導現場で行われてきた背景

- 戦前からの軍隊の影響、体育教育
- 日本人の従順な国民性
- スポ根漫画
- スポーツの社会における低い地位
- 悪い連鎖
- 指導方法の未熟さ

厳しい指導は許されるのでしょうか

- 厳しい指導者は結果を残すことが多いです。
- 保護者の支持を得ていることも多いです。
- 逆にいうと、厳しいだけで結果を残せない場合は、指導者として依頼されること少ないと言えます。
- 厳しい指導 ≠ 厳しい練習
- 原則として、暴力・暴言等反倫理行為に至らない範囲であれば指導として許されます。
- しかし、その線引きは難しく、得てして行き過ぎることもあり得ます。

指導者が達成すべき第一の目標は何か

- 競技能力の向上？
- 人間形成？
- スポーツを楽しむことを教える？
- 自立したアスリートを育てること？

適切な指導とは？

- コミュニケーション + 科学的裏付け・理論
- 自立したアスリートの育成

桑田真澄さんの言葉

- 「体罰は指導者の勉強不足による、いちばん安易な指導方法で、チームや選手は本当の意味では決して強くはならない。」

「日本中、何百というチームを見てきたけど、子供達を怒鳴り散らしている指導者ばかり。怒鳴らないと理解してもらえないほど、私には指導力がないんですと、周囲に言っているようなもんだよね。そんなことも、わからないのかね？」

「そりゃ、叱らなければならぬ時もあるよ。でも、試合中、練習中、最初から最後まで、怒鳴ることはないよね。その情熱は、素晴らしいと思うんだけど、方向が間違っているよね。」

設問 6

➤ A（男性、60歳）はクラブチームの監督です。

① Aは25歳の女性のメンバーBとコミュニケーションをとるため、Bを褒めるつもりで「貴方は美人だから、やっぱり彼氏がいますよね？」と言いました。

②また、Aは55歳の女性のメンバーCとコミュニケーションをとるため、Cを褒めるつもりで「貴方はプロポーション抜群ですねえ～」と言いました。

さて、①、②のAの発言は許されるでしょうか？

セクハラ（セクシャルハラスメント）

- セクシャルハラスメントとは、「性的嫌がらせ」です。
- 身体的接触は論外です。
- 身体的接触をしなくとも、言葉によるセクハラや視覚によるセクハラもあります。
- セクハラをしている側は、自覚がないことも多く、されている側が嫌な思いをすれば、セクハラに該当します。
- たとえ褒めているつもりでも、相手に嫌な思いをさせればセクハラになるということになります。

セクハラ（セクシャルハラスメント）

- 言葉によるもの

性的な冗談やからかい 食事・デートへの執拗な誘い
意図的に性的な噂を流す 性的な体験等を尋ねる

- 視覚によるもの

ヌードポスターを掲示する わいせつ図画を配布する

- 行動によるもの

身体への不必要な接触 性的関係の強要

パワハラ／ハラスメント

- パワハラとは、地位や人間関係などの優位性を背景に、上下関係の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は周囲の環境を悪化させる行為
- いずれのハラスメントにおいても「行為者の意図とは関係なく」という点がポイント
- 行為者が良かれと思って行った言動でも、相手方が嫌だと思えばハラスメントとなる

設問 7

- Aは町のクラブチームの監督です。
クラブ内で小学生Bがいじめを受けているようです。
Aは、先ず第一に何をすべきでしょうか。
- ① いじめをしている者を探し出し、言い分を聞く
 - ② いじめをしていないと思われる周りの者から事情を聞く
 - ③ いじめられているBから話を聞く
 - ④ はっきりしたことが分からないので、しばらく静観する

いじめ

- いじめの対応は、デリケートで難しい問題です。
- いじめられている子供から事情を聞くのが先決。
- 学校におけるいじめのように、子供の逃げ場がないということはないかもしれませんが、ただ、スポーツをする上で、そのチームでやるしかない、という状況はありえます。
 - ➡ 深刻化する可能性
- 単純に休ませれば良いと言えないケースもあり得ます。

暴力等不適切行為があると相談されたら どうしますか？

- 調査・処分の手続きについての詳細は別途お話しさせていただきます。
- 調査・処分の手続きを行うことは、弁護士でも難しいことがあります。
- 対象者に不利益を科す処分については、適正な手続や適正な処分（行為の軽重に応じた処分）等が厳格に求められます。

暴力行為等に関する処分手続

- ①暴力等相談窓口設置
- ②相談者から相談（窓口で取り扱えるかの判断）
- ③調査するか否かの判断

- ④調査の実施
- ⑤調査の結果を踏まえて事実認定
- ⑥事実認定を踏まえて処分案の作成

- ⑦処分案に対して、弁明の機会を与えた上での処分決定
- ⑧不服がある場合には、不服申立て

窓口手続
⇔警察

調査手続
⇔警察・検察

裁定手続
⇔裁判所

刑事裁判の構造との類似性



刑事手続 ≡ 不利益処分手続

暴力行為等相談窓口のチェックリスト①

①暴力行為等相談窓口設置

➤ 設置規程はあるか

処分対象者（加害者）、被害者、相談者の範囲が明確か

守秘義務についての定めがあるか

相談者（告発者）に不利益が課せられないとの定めがあるか

窓口規程、調査手続規程、裁定手続規程があるか

➤ 担当者が手続全体を理解しているか

暴力行為等相談窓口のチェックリスト②

②相談者から相談（窓口で取り扱えるかの判断）

- 規程に基づき、窓口で取り扱えるのかの判断をしているか
- 取り扱えないとしても、他の窓口の紹介をしているか
- 相談者は必ずしも被害者とは限らないことを理解しているか
- 守秘義務について伝えているか

暴力行為等相談窓口のチェックリスト③

③ 調査するか否かの判断

- 証拠関係の確認をしているか
- 調査するか否かを適切に判断しているか
事案の軽重、証拠の有無

暴力行為等相談窓口の課題

- いかに信頼される窓口を作るか
 - 行為者（加害者）は、NF側だと見られことが多い
- 小学校低学年に対する暴力行為等は覚知が特に困難である
 - 子どもの批判能力の無さ
 - 教える側との立場の大きな格差
- 規程の遵守を義務付けられている者でなければ、対象者とできない
 - 相談を受けても、調査・処分ができないのであれば、対応のしようが無い
- 一方当事者から話を聞くことの難しさ
 - 公平な観点を持ちつつ、相談者に寄り添えるか
- 窓口相談対象外の場合の対応
 - 「お断り」の困難さ
- パワハラ判断の難しさ
 - 定義の曖昧さ、団体内での勢力争いがパワハラとして相談されることも

調査手続の課題

- 否認案件の場合の困難性
- 第三者性の問題
- 調査の実効性の問題（強制調査権限なし）
- プロでも調査・事実認定は難しい
- 調査の端緒は窓口だけではない

裁定手続の課題

- そもそも調査手続と裁定手続とは分離しているか
- 調査手続と比べ、より第三者性（中立性・独立性）が求められる（刑事手続における裁判所）
- 実体規程及び手続規程のみならず処分基準が定められているか
 - ➡ 比例原則
- 弁明の機会の付与
- 不服申立の手続（JSAA等）

処分手続全体を通して

- 暴力行為等をなくすためには、あらゆる暴力行為等を覚知し、適正な処分を下す必要
 - ➡ 相談しやすい窓口、適正手続
- 処分は対象者に不利益を課すもの
 - ➡ 理想は刑事手続、ただし全く同じ手続は不可能
 - ➡ 刑事手続に近づける工夫
- 冤罪を防ぐため、行為者の人権にも配慮
 - ➡ 弁明の機会、上訴権の保障

ご清聴ありがとうございました。

弁護士 合田雄治郎

www.gohda-law.com